

【第5問】下記の（問10）、（問11）について解答しなさい。

問10

荒井幸一さんは、自分が所有している土地と建物を平成28年中に売却する予定である。荒井さんの土地と建物の売却に係る所得税の計算に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 土地と建物の~~売却~~^{=譲渡}による所得は（ア）所得として（イ）課税の対象となる。
- ・ 土地と建物の（ア）所得の金額は原則として、「譲渡収入－（ウ）－譲渡費用」により計算する。

1. （ア）譲渡 （イ）総合 （ウ）取得費
2. （ア）不動産 （イ）総合 （ウ）必要経費
3. （ア）譲渡 （イ）分離 （ウ）取得費

※「不動産所得」は賃貸収入のこと。
売買したら「譲渡」
よくあるひっかけ！

問11

杉田佳宏さんは、妻と長女の3人で暮らしている。杉田さん家族の平成27年分の所得等が下記＜資料＞のとおりである場合、所得税に関する次の記述の空欄（ア）にあてはまる語句として、正しいものはどれか。

＜資料＞

氏名	続柄	年齢	平成27年分の所得	職業
杉田 佳宏	本人（世帯主）	42歳	給与所得1,200万円	会社員
和子	妻	40歳	給与所得38万円	パートタイマー
麻美	長女	17歳	所得なし	高校生

※平成27年12月31日時点のデータである。

※家族は全員、杉田佳宏さんと同居し、生計を一にしている。

※障害者または特別障害者に該当する者はいない。

杉田佳宏さんの平成27年分の人的控除に係る所得控除額は、基礎控除38万円、（ア）を合計した金額である。

1. 配偶者控除38万円、扶養控除38万円
2. 配偶者控除38万円、扶養控除63万円
3. 配偶者特別控除38万円、扶養控除38万円

給与控除 65万円以下 = 配偶者控除 OK.

扶養控除

16 19 23歳
X 38万円 38万円
たし。 + 25万円
高校生 大学生
で算入。